

○要望箇所毎の対応整理表(箇所Noは坂本支所作成資料のページ番号に対応)

資料3-2

箇所No	要望趣旨・内容	対応可否	可否の内容	整備内容	実施時期
①	・地元住民の憩いの場・生活の一部として復活したい。できれば舗装してほしい。	×	・当該降り道は、工事前仮設道路として工事最終年度まで使用する予定。 ・現況においても降り道としての機能を有しており、舗装など更なる整備は困難。	—	—
②-1	・JR乗客への景観向上を目的に本格的に整備してほしい。	×	・フォローアップ委員会において「自然回帰を」という意見も出ており、景観向上のみを目的とした整備は困難。	—	—
	・既存階段を拡幅し河岸まで降りやすくしてほしい。併せて、手すりを付けてほしい。	△	・階段の拡幅はできないものの、現況において河岸までアクセスできない場合には既存階段から河岸までの擦り付けを実施。	・既存階段から河岸までの擦り付け (既存階段の幅を考慮すると手すり設置は困難)	H28又は29年度
②-2	・温泉センター利用者や地元住民の憩いの場にした	×	・現況においても降り道を残しており、河岸までアクセス可能。 (当該河川の管理者は県南広域本部)	—	—
③	・ダム撤去により川への距離も遠くなり地域の活性化を図るためにも降り道を整備してほしい。	○	・湛水区間が消滅したことに伴い、県道から河岸までの距離が遠くなるなどそのアクセスを確保する必要があるため。	旧県道跡の除草・樹木の伐採、整地等	H27年度～
				旧県道跡まで階段を延伸	H27年度～
④	・現在ある鉄製階段は腐食しており、更にダム湖の消滅により河岸まで降りることができないため手すり設置を含めた降り道を整備してほしい。	○	・湛水区間が消滅したことに伴い、階段が途中で途切れており、河岸まで降りることができないため。	上流側 ・腐食した鉄製階段を撤去し、新設階段(コンクリート製)へ付け替えるとともに河岸までの擦り付け ・手すり設置については、八代市及び国と協議のうえ決定	H28又は29年度
				下流側 要望箇所3箇所のうち1箇所について既存階段を延伸、又は、既存階段から河岸までの擦り付け ・手すり設置については、八代市及び国と協議のうえ決定	H28又は29年度
⑤	・ダム撤去により河川への降り道がなくなっており、地域内外の人々の憩いの場、生活の一部として降り道を整備してほしい。	⑤-1:○	・湛水区間が消滅したことに伴い、県道から河岸まで降りることが著しく困難になっているため。	既存降り道の除草、軽微なコンクリート打設	H27年度～
		⑤-2:×	・従来、既存階段や降り道がない箇所であり、対応は困難。	—	—
		⑤-3:×	・従来、既存階段や降り道がない箇所であり、対応は困難。	—	—
		⑤-4:×	・現況においても既存階段を利用することにより支川へ降りることができるとともに、近接する降り道(H26年度整備済み)を利用することにより本川へも降りることができるため。	—	—
		⑤-5:○	・湛水区間が消滅したことに伴い、既存階段から河岸までのアクセスを確保する必要があるため。	階段から河岸までの草刈り、整地	H27年度～
		⑤-6:×	・当該箇所は螺旋状のルートを辿ることにより河岸まで降りることが可能であるため。	—	—

⑥	・軽車両で降りることができる幅2～2.5m程度のスロープを整備してほしい。	○	・湛水区間が消滅したことに伴い、既存降り道の幅で河川までのアクセスを確保する(車で降りることができるような拡幅は行わない)。	既存降り道の擦り付け	H27年度
⑦	・川祭りなどかつての生活を復活させるとともに河川環境美化のためにも降り道を整備してほしい。	⑦-1:×	・当該降り道は国の河川改修の計画区間内にあり、国による対応となるため。	—	—
		⑦-2:○	・湛水区間が消滅したことに伴い、既存降り道から河岸までのアクセスを確保する必要があるため。	既存降り道から河岸までの擦り付け	H28又は29年度
		⑦-3:○	〃	〃	〃
⑧	・地域住民の憩いの場として、また、地域の活力にもつなげるよう降り道を整備してほしい。	⑧-1:○	・湛水区間が消滅したことに伴い、既存階段から河岸までのアクセスを確保する必要があるため。	・既存階段から河岸までの擦り付け (手すり設置については、既存階段の抜本的な改修が見込まれるため対応困難)	〃
		⑧-2:○	〃	〃	〃
		⑧-3:○	〃	〃	〃